

重度心身障がい者医療費助成制度

【国民健康保険・社会保険に加入している人の場合】

医療機関等を受診した際に支払った保険対象医療費のうち、窓口で支払った額（3割または2割）から高額療養費・附加給付金を差し引いた額を支給します。

医療費総額				
保険者が負担（7割または8割）		一部負担金（3割または2割）		
療養の給付	高額療養費	附加給付	重度医療費	自己負担金（保険対象外）

支給までの流れ

① 医療機関等での医療費の支払い後、領収書の受領



② 高額療養費または附加給付金がある場合は、各種加入医療保険へ申請



④ 支給決定後、指定口座へ振り込み（申請書提出日の翌月25日支給）



③ 重度心身障がい者医療費支給申請書を市役所へ提出（月末締め）



【70歳未満の人へ】 ※令和4年10月より、中学3年生までの方は現物給付の対象地域が県内全域になります。

日高市・飯能市内（中学3年生までは埼玉県内）の医療機関等の窓口にて、重度心身障がい者医療費受給者証（オレンジ色）と健康保険証を提示すると、一部負担金（保険診療分）の窓口払いが原則なくなります（現物給付方式）。

詳しくは、別紙「重度心身障がい者医療費受給者証をお持ちの70歳未満の人へ 医療機関での窓口払いがなくなります（現物給付方式）」をご覧ください。

※現物給付とは・・・医療機関の窓口において、市の受給者証と健康保険証を提示することで、保険適用分の医療費を窓口で支払うことなく、医療サービスを受けることができる制度のこと。

【高額療養費・附加給付金】

入院などで医療費が高額となった場合には、加入している各種医療保険の給付金を受けられます。金額が確定するまでには、診療月からおおよそ3か月から4か月かかります。重度心身障がい者医療費はこの部分が二重払いとならないよう、金額を確認してから支給します。

<社会保険に加入している人>

高額療養費・附加給付金の支給額が確認できる書類(決定通知書等)を申請書に添付してください。なお、附加給付は、法定の保険給付以上に給付水準を引き上げて行う任意給付制度です。加入している各種医療保険によって異なり、制度のない場合もありますので、加入している各種医療保険で確認してください。

<日高市国民健康保険に加入している人>

市において高額療養費の支給確認を行います。なお、高額療養費の支給確認には、通常診療月から4・5か月かかります。

【支給日】

支給申請書提出日の翌月25日払い(土・日曜日及び祝日にあたる場合はその前日)

※高額療養費、附加給付金の確認が必要となる場合等を除きます。

【支給額の決定】

支給額、振込先を記載した支給決定通知書を支給日に発送します。

【申請書の提出期限】

医療費を医療機関等に支払った日から5年以内となります。それを過ぎたものは時効により助成できません。

【その他】

○埼玉県内の200床以上の病院を受診する際は「重度心身障がい者医療費受給者証(オレンジ色)」を提示してください。保険対象外の「初診にかかる費用」等が請求されなくなります。

○子ども医療費の受給資格登録者の場合、入院時の食事代は、子ども医療費の支給対象となります。

【問い合わせ】

日高市 保険年金課 国民年金・医療費担当 ☎042-989-2111 (内線1406)